

自動ドア保守点検業務 共通仕様書

1. 目的

自動ドアの機能を維持するために、保守点検を行う。

2. 時期・頻度

(1) 特記仕様書による。

(2) ただし、保守物件の機能に異常を認めたときは、直ちに技術員を派遣して、対象設備の点検修理を行うものとする。

3. 業務内容

(1) 点検内容

ア. 機械の完全な検査

イ. 破損、磨耗部品の交換取り付け

ウ. 必要箇所の調整、潤滑油の注油

(2) 保守点検・整備の内容

ア. ドアエンジン装置

イ. 制御装置

ウ. 操作スイッチ

(3) 定期点検の内容

ア. ドアエンジン装置の各部の点検及び整備

イ. ドアエンジン開閉スピード・クッション作動の異常有無点検及び整備

ウ. ドアエンジン装置の電気回路の異常有無点検及び整備

エ. オイル漏れ・オイル不足、潤滑油不足の異常有無点検及び整備

オ. ドアが他箇所と当たっていないかまたは擦れていないかの点検及び整備

カ. ビス・ボルト・ナット類のゆるみ、脱落の点検及び調整

キ. 消耗の著しい部品の点検

ク. その他の点検及び調整

(4) その他正常運転に必要な調整及び操作指導

(5) 緊急修理作業

発注者から修理作業の依頼があれば、直ちに復旧作業を行い正常運転を再開すること。

4. 費用負担

(1) 契約金額に含まれて別途請求とならないもの

ア. 不調時の点検調整

イ. 点検調整に要した消耗品(例 ヒューズ、オイル、各種ビス、ナット類)

(2) 別途請求となるもの

- ア. 緊急修理作業に要した部品
- イ. 緊急修理作業に要した工事費
- ウ. オーバーホール部品代

(6) 報告

受注者は保守点検又は修繕を実施したときは、保守点検等報告書を提出し、発注者の確認を受けなければならない。

5. 消耗品、付属品等

点検・品質管理・故障の処置に必要な部品のうち、消耗部品（通常の使用による磨耗・劣化により補充・交換を行う小部品・油脂類等）を供給すること。

6. その他

- (1) 業務を実施するときは、予め日時等について協議し、業務に支障をきたさないよう留意するものとする。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。
- (3) 各法令の改定等により本仕様書及び特記仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。
- (4) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。
このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

自動ドア保守点検業務 特記仕様書

高砂地域交流センター

1. 履行場所

高砂地域交流センター 高砂市高砂町北本町 1110-1

2. 対象設備

製造者	機種名	開閉方式	設置数
ナブコ製	DS-75 型	引分	1 基

3. 業務内容

(1) 共通仕様書による。

4. 頻度

(1) 点検回数・実施月

年 4 回(6 月、9 月、12 月、3 月の随意日)

自動ドア保守点検業務 特記仕様書

荒井地域交流センター

1. 履行場所

荒井地域交流センター 高砂市荒井町扇町2番24号

2. 対象設備

製造者	機種名	開閉方式	設置数
ナブコ製	DS-21 型	引分	1 基

3. 業務内容

(1) 共通仕様書による。

4. 頻度

(2) 点検回数・実施月

年 4 回

自動ドア保守点検業務 特記仕様書

伊保地域交流センター

1. 履行場所

伊保地域交流センター 高砂市伊保東1丁目18番6号

2. 対象設備

製造者	機種名	開閉方式	設置数
ナブコ製	DS-75 型	引分	2 基
ナブコ製	LS-23	片引	3 基

3. 業務内容

(1) 共通仕様書による。

4. 頻度

(2) 点検回数・実施月

年 4 回

自動ドア保守点検業務 特記仕様書

中筋地域交流センター

1. 履行場所

中筋地域交流センター 高砂市中筋3丁目5番24号

2. 対象設備

製造者	機種名	開閉方式	設置数
ナブコ製	ES-24 型	引分	1 基

3. 業務内容

(1) 共通仕様書による。

4. 頻度

(2) 点検回数・実施月
年 4 回

自動ドア保守点検業務 特記仕様書

曽根地域交流センター

1. 履行場所

曽根地域交流センター 高砂市曽根町 2301 番地の 35

2. 対象設備

製造者	機種名	開閉方式	設置数
ナブコ製	V-60 型	引分	2 基

3. 業務内容・頻度

(1) 保守点検整備の範囲

- ケ. ドアエンジン駆動装置
- コ. ドアエンジン制御・電気部
- サ. ドアエンジン動力部装置
- シ. ドアエンジン懸下部
- ス. センサー部

(2) 保守点検整備の内容

- ア. ドアエンジン装置各部の点検及び調整
- イ. 自動扉の建付け調整及び開閉速度調整(減速動作の調整)
- ウ. ドアエンジン装置の電気回路の異常有無の点検及び調整
- エ. ドアセンサーの検出感度及び範囲の調整
- オ. 消耗度の甚だしい部品はないか点検
- カ. ハンディターミナルによる機能チェック・各部点検調整、開閉回数測定(DS 型)

(3) 点検回数・実施月

年 4 回 (6 月、9 月、12 月、3 月)

(4) 定期点検・不調時点検整備

定期点検及び不時の故障が発生した場合、直ちに厚生労働省認定の 1 級自動ドア施工技師の資格を有する技能士を派遣し迅速に点検・修理調整するものとする。

4. 保守点検整備外の内容

- (1) 天災不測の事故、不可抗力による修理費、復旧工事費
- (2) 発注者の都合による改造・移設を行う工事
- (3) サッシ・ドア付属品 (鍵錠・フレ止め・戸先パッキン) ガラス・ガイドレール等の破損取替工事費、修理調整費

5. 保守等物品の負担区分

保守業務にかかる消耗材料（ヒューズ、オイル、ウエス等）は受注者の負担とする。ただし、装置部品の取替等を行う場合は除く。

自動ドア保守点検業務 特記仕様書

米田地域交流センター

1. 履行場所

米田地域交流センター 高砂市米田町米田 734 番地

2. 対象設備

製造者	機種名	開閉方式	設置数
ナブコ製	DS-21 型	引分	1 基

3. 業務内容

(1) 共通仕様書による。

4. 頻度

(1) 点検回数・実施月

年 4 回

自動ドア保守点検業務 特記仕様書

阿弥陀地域交流センター

1. 履行場所

阿弥陀地域交流センター 高砂市阿弥陀町阿弥陀 1173 番地の 1

2. 対象設備

製造者	機種名	開閉方式	設置数
ナブコ製	DS-75 型	引分	1 基

3. 業務内容

(1) 共通仕様書による。

4. 頻度

(1) 点検回数・実施月
年 4 回

自動ドア保守点検業務 特記仕様書

北浜地域交流センター

1. 履行場所

北浜地域交流センター 高砂市北浜町北脇 74 番地の 3

2. 対象設備

製造者	機種名	開閉方式	設置数
ナブコ製	DS-11 型	引分	1 基

3. 業務内容

(1) 共通仕様書による。

4. 頻度

(1) 点検回数・実施月

年 4 回

自動ドア保守点検業務 特記仕様書

高砂市教育センター

1. 履行場所

高砂市教育センター 高砂市阿弥陀町生石 61 番地の 1

2. 対象設備

製造者	機種名	開閉方式	設置数
ナブコ製	DS-21 型	引分	2 基
ナブコ製	VS-60 型	片分	1 基

3. 業務内容・頻度

(1) 定期点検の内容

- ア. ドアエンジン装置各部の点検及び調整
- イ. 自動扉の建付け調整および開閉速度調整
- ウ. ドアエンジン装置の電化回路の異常有無の点検及び調整
- エ. ドアセンサーの検出感度及び範囲の調整
- オ. 消耗度の甚だしい部品の確認
- カ. ハンディーターミナルによる機能チェック・各部点検調整、開閉回数測定

(2) 点検回数・実施月

年 4 回（6 月、9 月、12 月、3 月）

(3) 定期点検・不調時点検整備

定期点検及び不時の故障が発生した場合、直ちに厚生労働省認定の 1 級自動ドア施工技師の資格を有する技能士を派遣し迅速に点検・修理調整するものとする。

4. 保守点検整備外の内容

- (1) 天災不測の事故、不可抗力による修理費、復旧工事費
- (2) 発注者の都合による改造・移設を行う工事
- (3) サッシ・ドア付属品（鍵錠・フレ止め・戸先パッキン）ガラス・ガイドレール等の破損取替工事費、修理調整費

5. 保守等物品の負担区分

保守業務にかかる消耗材料（ヒューズ、オイル、ウエス等）は受注者の負担とする。ただし、装置部品の取替等を行う場合は除く。

自動ドア保守点検業務 特記仕様書

学校給食センター

1. 履行場所

学校給食センター 高砂市松陽2丁目23番地の1

2. 対象設備

製造者	機種名	開閉方式	設置数
ナブコ製	VS-60 型	片引	7 基
ナブコ製	VS-60 型	二重片引	1 基

3. 業務内容・頻度

(1) 保守点検整備の範囲

- ア. ドアエンジン駆動装置
- イ. ドアエンジン制御・電気部
- ウ. ドアエンジン動力部装置
- エ. ドアエンジン懸下部
- オ. センサー部

(2) 保守点検整備の内容

- ア. ドアエンジン装置各部の点検及び調整
- イ. 自動扉の建付け調整及び開閉速度調整(減速動作の調整)
- ウ. ドアエンジン装置の電気回路の異常有無の点検及び調整
- エ. ドアセンサーの検出感度及び範囲の調整
- オ. 消耗度の甚だしい部品はないか点検

(3) 点検回数・実施月

年4回(6月、9月、12月、3月)

(4) 定期点検・不調時点検整備

定期点検及び不時の故障が発生した場合、直ちに厚生労働省認定の1級自動ドア施工技師の資格を有する技能士を派遣し迅速に点検・修理調整するものとする。

4. 保守点検整備外の内容

- (1) 天災不測の事故、不可抗力による修理費、復旧工事費
- (2) 発注者の都合による改造・移設を行う工事
- (3) サッシ・ドア付属品(鍵錠・フレ止め・戸先パッキン)・ガラス・ガイドレール等の破損取替工事費、修理調整費

5. 保守等物品の負担区分

保守業務にかかる消耗材料（ヒューズ、オイル、ウエス等）は受託者の負担とする。ただし、装置部品の取替等を行う場合は、別途見積後の作業とする。

自動ドア保守点検業務 特記仕様書

みのり会館

1. 履行場所

みのり会館 高砂市松陽2丁目23番地の1

2. 対象設備

製造者	機種名	開閉方式	設置数
日本自動ドア製	COS-126D 型	両引	1 基

3. 業務内容・頻度

(1) 保守点検整備の内容

ア. 機械の完全な検査（不調時の点検調整を含む）

イ. 破損、磨耗部分の交換取り付け

（ヒューズ、オイル、各種ビス、ナット類等の消耗品以外は別途請求）

ウ. 必要箇所の調整・潤滑油の注油

エ. 正常運転に必要な調整及び操作指導閉回数測定(DS 型)

(2) 点検回数・実施月

年4回（6月、9月、12月、3月）

自動ドア保守点検業務 特記仕様書

福祉総合相談センター

1. 履行場所

福祉総合相談センター 高砂市伊保4丁目400番

2. 対象設備

製造者	機種名	開閉方式	設置数
ナブコ製	VS-60 型	引分	1 基
ナブコ製	VS-60 型	二重片引	1 基

3. 業務内容・頻度

(1) 保守点検整備の範囲

- ア. ドアエンジン駆動装置
- イ. ドアエンジン制御・電気部
- ウ. ドアエンジン動力部装置
- エ. ドアエンジン懸下部
- オ. センサー部

(2) 保守点検整備の内容

- ア. ドアエンジン装置各部の点検及び調整
- イ. 自動扉の建付け調整及び開閉速度調整(減速動作の調整)
- ウ. ドアエンジン装置の電気回路の異常有無の点検及び調整
- エ. ドアセンサーの検出感度及び範囲の調整
- オ. 消耗度の甚だしい部品はないか点検
- カ. ハンディターミナルによる機能チェック・各部点検調整、開閉回数測定(DS 型)

(3) 点検回数・実施月

年4回(6月、9月、12月、3月)

(4) 定期点検・不調時点検整備

定期点検及び不調時の故障が発生した場合、直ちに厚生労働省認定の1級自動ドア施工技師の資格を有する技能士を派遣し迅速に点検・修理調整するものとする。

4. 保守点検整備外の内容

- (1) 天災不測の事故、不可抗力による修理費、復旧工事費
- (2) 発注者の都合による改造・移設を行う工事
- (3) サッシ・ドア付属品(鍵錠・フレ止め・戸先パッキン) ガラス・ガイドレール等の破損取替工事費、修理調整費

5. 保守等物品の負担区分

保守業務にかかる消耗材料（ヒューズ、オイル、ウエス等）は受注者の負担とする。ただし、装置部品の取替等を行う場合は除く。

自動ドア保守点検業務 特記仕様書

消防本部庁舎

1. 履行場所

消防本部庁舎 高砂市伊保 4 丁目 553 番地の 1

2. 対象設備 R8 年度改修、R9 年 10 月から点検開始（竣工後 6 ヶ月無償点検期間）

製造者	機種名	開閉方式	設置数
ナブコ製	DS-60 型	引分	1 基
ナブコ製	DS-60 型	片引	1 基

3. 業務内容・頻度

(1) 保守点検整備の範囲

ア. ドアエンジン駆動装置

イ. ドアエンジン制御・電気部

ウ. ドアエンジン動力部装置

エ. ドアエンジン懸下部

オ. センサー部

(2) 保守点検整備の内容

ア. ドアエンジン装置各部の点検及び調整

イ. 自動扉の建付け調整及び開閉速度調整(減速動作の調整)

ウ. ドアエンジン装置の電気回路の異常有無の点検及び調整

エ. ドアセンサーの検出感度及び範囲の調整

オ. 消耗度の甚だしい部品はないか点検

カ. ハンディターミナルによる機能チェック・各部点検調整、開閉回数測定(DS 型)

(3) 点検回数・実施月

年 4 回（6 月、9 月、12 月、3 月）

*R9 年度は 12 月・3 月に実施（6・9 月中止）

(4) 定期点検・不調時点検整備

定期点検及び不時の故障が発生した場合、直ちに厚生労働省認定の 1 級自動ドア施工技師の資格を有する技能士を派遣し迅速に点検・修理調整するものとする。

4. 保守点検整備外の内容

(1) 天災不測の事故、不可抗力による修理費、復旧工事費

(2) 発注者の都合による改造・移設を行う工事

(3) サッシ・ドア付属品（鍵錠・フレ止め・戸先パッキン）ガラス・ガイドレール等の破損取替工事費、修理調整費

5. 保守等物品の負担区分

保守業務にかかる消耗材料（ヒューズ、オイル、ウエス等）は受注者の負担とする。ただし、装置部品の取替等を行う場合は除く。

自動ドア保守点検業務 特記仕様書

高砂分署

1. 履行場所

高砂分署 高砂市高砂町朝日町 2 丁目 10-2

2. 対象設備

製造者	機種名	開閉方式	設置数
ナブコ製	DS-60 型	引分	1 基
ナブコ製	DS-75 型	片引	1 基

3. 業務内容・頻度

(1) 保守点検整備の範囲

- ア. ドアエンジン駆動装置
- イ. ドアエンジン制御・電気部
- ウ. ドアエンジン動力部装置
- エ. ドアエンジン懸下部
- オ. センサー部

(2) 保守点検整備の内容

- ア. ドアエンジン装置各部の点検及び調整
- イ. 自動扉の建付け調整及び開閉速度調整(減速動作の調整)
- ウ. ドアエンジン装置の電気回路の異常有無の点検及び調整
- エ. ドアセンサーの検出感度及び範囲の調整
- オ. 消耗度の甚だしい部品はないか点検
- カ. ハンディターミナルによる機能チェック・各部点検調整、開閉回数測定(DS 型)

(3) 点検回数・実施月

年 4 回 (6 月、9 月、12 月、3 月)

(4) 定期点検・不調時点検整備

定期点検及び不時の故障が発生した場合、直ちに厚生労働省認定の 1 級自動ドア施工技師の資格を有する技能士を派遣し迅速に点検・修理調整するものとする。

4. 保守点検整備外の内容

- (1) 天災不測の事故、不可抗力による修理費、復旧工事費
- (2) 発注者の都合による改造・移設を行う工事
- (3) サッシ・ドア付属品(鍵錠・フレ止め・戸先パッキン) ガラス・ガイドレール等の破損取替工事費、修理調整費

5. 保守等物品の負担区分

保守業務にかかる消耗材料（ヒューズ、オイル、ウエス等）は受注者の負担とする。ただし、装置部品の取替等を行う場合は除く。